

かわさき基準推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造するウェルフェアイノベーションの一環として、「自立支援」を中心概念とする8つの理念に基づく革新的な福祉製品を「かわさき基準（K I S）」（以下、「K I S」という。）として認証し、K I S認証製品の活用・普及促進による新たなライフスタイル・ワークスタイルの確立を推進するなど、人の生活全般を豊かにする新たな産業の振興を通じ、市内産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) K I Sとは、別に定める「かわさき基準（理念・製品ガイドライン）」をいう。

(2) K I S認証福祉製品とは、前号の基準に合致し、本市が認証する製品をいう。

(3) K I Sプレミアム認証福祉製品とは、Kawasaki Welfare Technology Lab（カワサキウェルフェア テクノロジー ラボ）（以下、「ウェルテック」という。）において技術的助言等を受け新規開発又は改良した福祉製品のなかで本市が認証する製品をいう。

(申請者)

第3条 K I S認証制度に申請できる者は、K I Sの理念に合致する福祉製品を製造又は販売している会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社の中で川崎市内の企業、川崎市内への立地を検討している川崎市外の企業又は川崎市内の企業と共同で製品の開発を（予定）している川崎市外の企業とする。

2 K I Sプレミアム認証福祉製品に申請できる者は、前項に定める者であつて、且つ、ウェルテックにおいて技術的助言等を受け新たに福祉製品の開発又は改良を行った者とする。

(募集及び申請)

第4条 市長は、K I S認証福祉製品及びK I Sプレミアム認証福祉製品の募集を行う。

2 申請者は、前項の募集に基づき、かわさき基準認証申請書（様式1）により申請する。

3 K I S認証福祉製品及びK I Sプレミアム認証福祉製品の募集及び申請に関しては、別に公募要領を定める。

(かわさき基準推進事業に関する懇談会)

第5条 市長は、K I S認証福祉製品及びK I Sプレミアム認証福祉製品の認証を行うにあたり、「かわさき基準推進事業に関する懇談会」（以下、「懇談会」という。）において、懇談会委員（以下、「委員」という。）から意見を聴くことができる。

2 委員は、福祉関係団体等に所属する者及び専門家により構成する。

3 委員は、福祉製品の認証基準のあり方や福祉製品の認証審査に関すること等について意見を述べるとともに、申請のあった福祉製品のモニタリングに協力する。

4 委員の任期は、1年以内とする。

5 委員は、次の各号の事項について、秘密を他に漏らしてはならない。

(1) 申請書に記載されている事項

(2) その他職務上知り得た事項

(認証)

第6条 市長は、委員から聴取した意見等を踏まえ、川崎市ウェルフェアイノベーション推進会議設置要綱第6条に定めるかわさき基準推進専門部会(以下、「専門部会」という。)の審査に基づき、K I S認証福祉製品及びK I Sプレミアム認証福祉製品を認証する。

2 市長は、前項の審査結果をかわさき基準認証に係る認証結果通知書(様式2)により、申請者に通知する。

3 前項の認証通知を受けた事業者(以下、「認証事業者」という。)は、誓約書(様式3)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、認証事業者から前項の誓約書の提出を受けた場合、かわさき基準認証書(様式4)又はかわさき基準プレミアム認証書(様式5)を交付する。

(認証期間)

第7条 K I S認証福祉製品及びK I Sプレミアム認証福祉製品の認証期間は認証年度の翌年度から3年間とする。

(認証期間の更新)

第8条 認証事業者は、前条の認証期間の更新を希望する場合には、かわさき基準(プレミアム)認証更新申請書(様式6)を市長に提出しなければならない。

2 K I S認証福祉製品及びK I Sプレミアム認証福祉製品の更新申請に必要な書類は、別に要領を定める。

3 市長は、K I S認証福祉製品及びK I Sプレミアム認証福祉製品の認証期間の更新を行うにあたり、懇談会において、委員から意見を聴くことができる。

4 市長は、委員から聴取した意見等を踏まえ、専門部会の審査に基づき、K I S認証福祉製品及びK I Sプレミアム認証福祉製品の認証期間の更新を決定する。

5 市長は、前項の審査結果をかわさき基準認証に係る更新結果通知書(様式7)により、申請者に通知するとともにかわさき基準認証更新書(様式8)又はかわさき基準プレミアム認証更新書(様式9)を交付する。

(処遇等)

第9条 市長は、認証事業者に対して、次の各号に掲げる処遇等を行う。

(1) 認証証書の授与

(2) 認証を証するマークの使用許可

(3) 認証福祉製品の普及促進に向けた支援

(認証事業者の責務)

第10条 認証事業者は、認証製品の普及に努めなければならない。また、K I Sの理念に基づき、認証製品に係るウェルテックにおける評価及びモニタリング評価を製品の開発及び改良に反映させるよう努めなければならない。

2 認証事業者は、認証期間に限り認証を証するマークを使用することができる。

3 認証事業者は、次の事項に該当したときは、認証製品変更報告書(様式10)により、市長に報告しなければならない。

(1) 認証製品の名称、価格、仕様等の変更を行ったとき

(2) 認証事業者の名称及び所在地の変更を行ったとき

(3) 認証製品の製造および販売を中止したとき

(認証事業者の権利の承継)

第11条 認証事業者が本事業の認証を他の事業者へ承継する場合は、当該認証製品に関する知的財産権等の製造に関する権利を保有する川崎市内企業又は当該製品の販売を行う川崎市内企業に承継する場合に限るものとし、地位を承継する者が、かわさき基準認証製品事業承継申請書(様式11)を提出することができる。

2 市長は、認証事業承継申請書を受理した場合、適当と認める場合には承継を認め、申請者に認証製品事業承継許可通知書(様式12)により通知する。

3 認証福祉製品の事業承継を受けた者(以下、「事業承継者」という。)は、誓約書(様式3)を市長に提出しなければならない。

(認証の取消し等)

第12条 市長は、次の各号に掲げる事項に該当したときは、認証を取り消すことができる。

(1) 認証製品が認証基準に適合しなくなったとき

(2) 認証事業者の申請に係る不誠実行為が判明したとき

(3) 認証事業者が認証マークを不正使用したとき

(4) 認証事業者が事業活動を中止したとき

(5) 認証事業者が、公序良俗に反し、又はその恐れがあると認められるとき

(損害に対する責務)

第13条 川崎市及びその関係団体は、認証事業者が行う事業活動、認証製品によって生じた損害等に対する責任について一切の責任を負わない。

(事務局)

第14条 本事業の事務局は、経済労働局イノベーション推進室が担うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日まで、かわさき基準推進協議会が認証した福祉製品に係る取扱いについては、平成28年4月1日以降、川崎市が引き継ぐものとする。

附 則

1 この要綱は、平成30年1月17日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年2月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規定によりなされた認証又は認証期間の更新については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(様式1)

年度かわさき基準認証申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地
事業者名
代表者氏名

年度かわさき基準認証について、かわさき基準推進事業実施要綱第4条第2項の規定に基づき、公募要領に定める関係書類を添えて申請します。

- 1 申請福祉製品名
- 2 認証の種類
 - かわさき基準認証福祉製品
 - かわさき基準プレミアム認証福祉製品

担当者名	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	F a x	
	e - m a i l	

(様式2)

年 月 日

所在地
事業者名
代表者氏名

川 崎 市 長

年度かわさき基準認証に係る認証結果通知書

貴社から申請のあった 年度かわさき基準（プレミアム）認証福祉製品の申請については、厳正な審査の結果、次のとおり決定しましたので、かわさき基準推進事業実施要綱第6条第2項に基づき通知します。

1 認証結果等

- (1) 申請福祉製品名
- (2) 認 証 の 種 類
- (3) 認 証 結 果

2 その他

同封の誓約書（様式3）を御提出ください。誓約書を受領後、かわさき基準認証書を交付いたします。

(様式3)

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

所在地
事業者名称
代表者氏名

誓 約 書

(製品名)におけるかわさき基準(プレミアム)認証福祉製品の認証にあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 かわさき基準推進事業実施要綱に定める規定を遵守し、認証製品がかわさき基準の理念に適合するよう誠実に対応いたします。
- 2 当方が行う事業活動において第三者に損害が発生した場合は、かわさき基準推進事業実施要綱第13条の規定に基づき適正に対処します。

(様式4)

年度かわさき基準認証書



(事業者名)

(代表者名) 様

かわさき基準推進事業実施要綱第6条第4項に基づきかわさき基準認証福祉製品とする。

認証番号

認証福祉製品の名称「 」

認証期限 年3月31日

年 月 日

川崎市長

(様式6)

年度かわさき基準（プレミアム）認証更新申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地
事業者名
代表者氏名

かわさき基準推進事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、公募要領に定める関係書類を添えて申請します。

- 1 認証福祉製品名
- 2 認証の種類
 - かわさき基準認証福祉製品
 - かわさき基準プレミアム認証福祉製品

担当者名	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	F a x	
	e - m a i l	

(様式7)

年 月 日

所在地
事業者名
代表者氏名

川 崎 市 長

年度かわさき基準認証に係る認証更新結果通知書

貴社から申請のあった 年度かわさき基準（プレミアム）認証福祉製品の更新申請については、厳正な審査の結果、次のとおり決定しましたので、かわさき基準推進事業実施要綱第8条第4項に基づき通知します。

1 更新対象福祉製品

- (1) 福祉製品名
- (2) 認証の種類

2 更新結果

(様式8)

年度かわさき基準認証書 (更新)



(事業者名)

(代表者名) 様

かわさき基準推進事業実施要綱第8条第5項に基づきかわさき基準認証福祉製品とする。

認証番号

認証福祉製品の名称「 」

認証期限 年3月31日

年 月 日

川崎市長

(様式10)

かわさき基準（かわさき基準プレミアム）認証製品変更報告書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

所在地
事業者名
代表者氏名

報告内容

1 認証の種類	<input type="checkbox"/> K I S 認証福祉製品 <input type="checkbox"/> K I S プレミアム認証福祉製品
2 製品名称	
3 認証番号	
4 変更種別	<input type="checkbox"/> 認証製品の名称、価格、仕様等の変更 <input type="checkbox"/> 認証事業者の名称及び所在地の変更 <input type="checkbox"/> 認証製品の製造及び販売を中止 <input type="checkbox"/> その他
5 変更内容	

担当者名	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	F a x	
	e - m a i l	

(様式11)

かわさき基準認証事業承継申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申請者 (地位を承継する者)

所在地

事業者名

代表者氏名

申請内容

1 認証の種類	<input type="checkbox"/> K I S 認証福祉製品 <input type="checkbox"/> K I S プレミアム認証福祉製品
2 製品名称	
3 認証番号	
4 認証事業者名 (事業継承元の事業者)	所在地 事業者名 代表者氏名 担当者 (所属・役職・氏名・連絡先)
5 当該製品に関する知的財産権等の製造に関する権利の保有が確認できる内容 (文献番号、登録番号等) 又は販売を行う旨を確認できる内容	
6 事業継承理由	

担当者名	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	F a x	
	e - m a i l	

(様式12)

年 月 日

所在地
事業者名
代表者氏名

川 崎 市 長

年度かわさき基準認証事業承継の許可について（通知）

貴社から申請のあったかわさき基準認証福祉製品の事業承継について、次のとおり決定しましたので、かわさき基準推進事業実施要綱第11条第2項に基づき通知します。

1 事業承継される認証福祉製品

- (1) 福祉製品名
- (2) 認証の種類

2 事業承継について

- (1) 事業承継元
 - ア 所在地
 - イ 事業者名
 - ウ 代表者氏名
- (2) 事業承継先
 - ア 所在地
 - イ 事業者名
 - ウ 代表者氏名

3 その他

同封の誓約書（様式3）を御提出ください。